

令和6年4月25日

関係者各位

公益財団法人 青森県フェリー埠頭公社  
代表理事 松村 互

## 条件付き一般競争入札実施公告

下記の工事については、条件付き一般競争入札（地域限定型（単体Ⅱ））により契約を締結します。地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定により公告します。

### 記

#### 1 競争入札に付する事項

- |          |  |
|----------|--|
| (1) 工事番号 | 第6-102号  |
| (2) 工事名  | 青森港フェリー埠頭第2バース防衝装置更新工事                         |
| (3) 工事場所 | 青森市沖館二丁目地内                                     |
| (4) 工種   | 土木一式工事   |
| (5) 工期   | 令和7年3月21日まで                                    |
| (6) 工事概要 | 施工数量 N=1式<br>防舷材基礎工 1式<br>防舷材工 1式（防衝装置撤去・据付3基） |
| (7) 予定価格 | 154,693,000円（消費税及び地方消費税を含む）                    |

#### 2 競争入札に参加する者に必要な資格

次の各号に該当することについて、あらかじめ、3に定めるところにより審査を受けた者であること。

- (1) 政令第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 青森県財務規則（昭和39年3月青森県規則第10号。以下「財務規則」という。）第128条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。
- (3) 青森県建設工事の競争入札に参加する者の資格等に関する規則（平成2年3月青森県規則第18号。以下「参加資格規則」という。）第5条第1項の規定により一般競争入札に参加

する資格があると認定された者又は同条第4項の規定により一般競争入札に参加する資格があると認定したものとみなされた者であること。

- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始又は再生手続開始の決定後、知事の確認を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 青森県青森市又は東津軽郡内に本店を有していること。
- (6) 参加資格規則第6条第1項の規定により、土木一式工事で特A級に決定されていること。
- (7) 過去15年間に同種の建設工事（工事種別土木一式工事で、かつ、契約金額7,000万円以上のものに限る。）の施工実績（下請負人としてのものを除く。）を有する者であること。ただし、共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率20パーセント以上の場合に限る。
- (8) 労働保険（労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）及び社会保険（健康保険及び厚生年金保険又は船員保険をいう。）に加入し、かつ、保険料の滞納がないこと。
- (9) 青森県税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (10) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を設置できること。
  - ア 2級以上相当の国家資格又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
  - イ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証を有する者であること。
- (11) 条件付き一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、青森県建設業者等指名停止要領（平成2年6月28日付け青監第633号。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措置を受けていないこと。
- (12) 参加資格規則第5条第1項の規定により一般競争入札に参加する資格があると認定された日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第9号から第15号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われているものを除く。）がないこと。
- (13) 警察当局から、知事に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者として、公共工事からの排除要請があり、当該状態が継続していないこと。

### 3 資格の審査

入札に参加しようとする者（以下「入札参加希望者」という。）は、あらかじめ、2に定める資格を有することについて、次に従い、条件付き一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）により、審査を受けなければならない。なお、(4)(8)(9)(13)については、資格を有することを宣誓する書類により、審査を受けなければならない。

- (1) 提出期限 令和6年5月8日（水）15：00まで（持参に限る。）
- (2) 提出部数 1部

(3) 提出場所 公益財団法人青森県フェリー埠頭公社 2階 事務局  
青森市沖館二丁目11番1号

(4) その他

- ア 申請書の内容について、別途意見を聴取することがある。
- イ 資格の審査結果については、申請者に対して、別に通知する。
- ウ 2に定める資格を認められなかった者は、イの通知を受けた日の翌日から3日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）以内に、書面をもって、その理由の説明を求めることができる。
- エ 提出した申請書の差替えは、原則として認めない。
- オ 競争入札に参加する者に必要な資格(4)(8)(9)(13)を有することを宣誓する書類（別添様式）を提出すること。

4 設計図書の縦覧

(1) 設計図書の縦覧

- ア 期間 令和6年4月25日（木）から  
令和6年5月20日（月）まで  
9:00～16:00まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）
- イ 場所 公益財団法人青森県フェリー埠頭公社 2階事務局  
青森市沖館二丁目11番1号
- ウ 貸与等 入札参加希望者は、設計図書の貸与（CD-R又はUSB）を受けられる。

(2) その他

設計図書に対して質問がある場合は、令和6年5月13日（月）15:00までに、質問書（任意様式）を提出すること。

回答書は令和6年5月15日（水）15:00までにFAXで入札参加希望者全員に通知する。併せて、青森県フェリー埠頭公社ホームページにおいても公開する。

5 現場説明 なし

6 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日時 令和6年5月21日（火）10:00
- (2) 場所 公益財団法人青森県フェリー埠頭公社 2階 会議室

青森市沖館二丁目11番1号

- (3) 提出書類確認のため入札参加者は入札15分前に会場に入場し、指定のボックスへ内訳書及び委任状（入札参加者が代表者以外の場合）を提出すること。

7 入札執行回数 原則として1回を限度とする。

8 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金

ア 契約金額の10分の1以上の金額を納付するものとする。ただし、次のいずれかに該当するときは、その納付を免除する。

(ア) 契約者が保険会社との間に公益財団法人青森県フェリー埠頭公社を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

(イ) 契約者から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。

(ウ) 契約保証金に代え、次に掲げる有価証券等を提供したとき。

(i) 国債又は地方債

(ii) 政府の保証のある債券

(iii) 金融機関が振り出し又は支払保証をした小切手

(iv) 銀行、農林中央金庫、商工組合中央金庫又は全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券

(v) 銀行若しくは公社代表理事が確実と認めた金融機関の保証又は保証事業会社の保証  
イ アにかかわらず、青森県低入札価格調査制度運用マニュアル（平成13年10月1日付け青監第888号）による調査を受けた者との契約については、契約金額の10分の3以上の契約保証金を納付させるものとする。ただし、契約金額の10分の3以上に相当する額について、アの（ア）から（ウ）までのいずれかに該当するときは、その納付を免除する。

9 契約の締結

(1) 落札決定の日から7日以内に契約を締結する。

(2) 落札の決定後、当該入札に付する工事に係る請負契約の締結までの間において、当該落札者が2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合、指名停止要領に基づく知事の指名停止の措置を受けている場合又は指名停止要領別表第9号から第15号までに掲げる措置要件に該当する事実があった場合には、当該請負契約を締結しない。

10 落札者の決定の方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者に決定する。ただし、当該価格によっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるとき、又は当該者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とすることがある。

※ 低入札価格調査制度対象工事

#### 1.1 入札条件

- (1) 財務規則に定める入札者心得書を遵守すること。
- (2) 入札参加者は、入札金額の内訳を明らかにした工事費内訳書（設計図書に規定する工事内容の数量及び金額を示したものをいう。）を提出すること。

#### 1.2 入札書記載金額等

- (1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 入札書の余白に備考として、次のように記載すること。

備考 入札額は、この入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）である。

#### 1.3 その他

##### (1) 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

##### (2) 配置予定監理技術者等の確認

落札者決定後、一般財団法人日本建設情報総合センターが提供する工事实績情報システム（CORINS）等により配置予定の主任技術者又は監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

#### 1.4 担当及び所在地

- (1) 名称 公益財団法人青森県フェリー埠頭公社 事務局

(2) 場 所 青森市沖館二丁目 1 1 番 1 号  
(電話 0 1 7 - 7 8 1 - 7 1 3 1)  
URL <http://www.aomori-ferry.or.jp>  
担当 : 高橋

1 5 適用

本条件付き一般競争入札の取扱は、青森県建設工事条件付き一般競争入札事務取扱要領（各種様式含む。）を準拠する。